

「LEC・全日本社労士公開模試 第1回」から

第44回本試験【択一式】国年法 問2-C肢の出題が**的中**しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

公開模試第1回 国民年金法 問6 p.146~147 (RU12693)

E 妻の有する遺族基礎年金の受給権は、当該年金の受給権に係るすべての子が、妻以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む）となったときでも、養子縁組先が当該子の直系血族又は直系姻族である場合は、消滅しない。

(⇒×「妻以外の者」の養子となった場合には消滅する)

本試験出題はこうでした！

択一式 国民年金法 問2 C肢

C 妻の有する遺族基礎年金の受給権は、加算対象となっている子のすべてが直系血族又は直系姻族以外の者の養子となった場合には消滅するが、当該子のすべてが直系血族又は直系姻族の養子となった場合には消滅しない。

(⇒×「妻以外の者」の養子となった場合には消滅する)

的中!